

# 均田法の系譜

——均田法と計口受田制との関係——

田村実造

【要約】北魏の孝文帝によつて、はじめられた均田法の系譜については、これまでのおおくの学者は、これを中国の土地制度史のなかでとらえようとする立場から、西晋の武帝の土地法である課田法に直接するものとかがえてきた。そのため、ややもすれば、これがタクバツ族の北魏政権によつて創設されたという歴史的事情については看過されがちであつた。

本論文は、均田法がなぜ北魏朝によつて創設されたのか、というところに視点をおいて、その始源について検討した結果、これを北魏朝の代国時代以来実施されてきた土地給付法である計口受田制につながるものとした。すなわち北魏伝統の土地政策である計口受田制が、中原の社会的現状を媒体に止揚されたのが、この太和の均田法であることを、当時の政治的・社会的情勢を分析考察することによつて説明しようとしたものである。

中国の学者による均田法関係の著述は、おびただしい数にのぼつてゐる。<sup>①</sup>

北魏朝の孝文帝によつてはじめられた均田法が、中国の農業・土地制度史上重要な問題であることは、あらためていうまでもない。これはわが国にとつても班田收授法とふかい関係があるため、日本史家や法制史家によつて、はやからとりあげられ、戦前・戦後を通じ、わが国および

わたくしが、いまここで、表記のような問題を取りあげたのは、かねて五胡・十六国時代および南北朝時代を中国史上の民族移動期とみる立場から、北魏の社会や文化を考察しているうちに、均田法がなぜタクバツ族の北魏朝ではじめられたのか、という点に疑問がおこり、またこの点が

これまでの研究者に、あまり問題にされなかつたようにおもわれるからである。

本論文は昭和二九年（一九五四）一月八日文部省科学研究費による総合研究班の研究発表会（中央大学）と、さらに同三年一月二日の史学研究会大会とにおける公開講演の草稿であるが、その後北朝の均田法に関しては①に註記したように、松本善海、堀敏一両氏の論文をはじめ二三の論考が発表されたので、それらによつて本文に若干の補訂をくわえ、かつあらたに註記をほどこしたものである。最初の発表以来、学内の雑務にかまけて数年間を経過したが、これはまったく筆者の怠慢によることをおわびしたい。

## 二

しられるように、均田法は四八五年（太和9）北魏の孝文帝によつて発布された土地法である。魏書卷七上高祖紀をみると、太和九年十月の詔として

富強なものは山沢を兼并しているのに、貧弱者は一塵<sup>半</sup>一畝の土地をうるのぞみすらない。地には遺利があるが、民には餘財なく、そのため、あるものは敵畔の地をあらそつて身をほろぼし、またあるものは饑饉によつて業をすてるようなはめになつてい

る。これでは天下の太平、百姓の生活安定をえようとしても、どうしてできようか。そこで、いま使者をつかわして州郡を循行させ、地方長官らとはかつて全国の田地を民に均給し、その選受は生死によつて定めることとし、農業を勸課して民の富強をはかりたい。

とあるが、これこそ全国の民に土地を均給する均田法の施行についてのべたものである。これについては魏書の食貨志にも「太和九年詔をくだして、民に田土を均給した」という。

この均田法の内容は後述するとおりであるが、均田法の系譜については、これまで一般の学者には、これを中国の土地制度史のなかに位置づけてとらえようとする立場から周の井田法以来の伝統をうけつぎ、さらには二八〇年に西晋の武帝が発布した土地法（占田・課田法）に直接するものとみなされている。そのためとすれば、これが北アジア民族に出自する北魏政権によつて創設された歴史的事情については、看過されがちであつたようにおもふ。しかし均田法がなぜタクバツ族の北魏朝によつて創始されたか、という問題と関連してかんがえるとき、均田法の系譜が、晋

武の土地法にそのままつながるものという考説に対しては、いまいちど検討してみる必要があるようにおもふ。

というのは、しられるように西晋の武帝は、二八〇年に江南の呉国をあわせて事実上中国を統一すると、その年に土地法・戸調式を發布したが、武帝の死後晋朝の国勢はふるわず、ついに八王の乱がおこり(三〇〇)、国内の治安はすつかりみだれて、王室は文字どおり氣息奄々たるありさまであつた。そして南匈奴部長劉淵の独立運動によつて三一六年に西晋が滅亡すると、中国は南北に分裂した。つまり晋武の統一から晋室の滅亡までは三六年間、しかもその実質的な滅亡ともみられる八王の乱までをかぞえると、たかだか二〇年間にすぎないので、武帝の發布した土地法である占田・課田法も、はたしてどの範圍内に実施され、またどれほどの施行力をもつていたのであろうか、うたがいなきをえなない。<sup>④</sup>

つぎに西晋の滅亡後、北中国は四四〇年に北魏によつて統一されるまで約一三〇年間に、五胡民族出身の諸王朝が各地につきつぎと出現した。いわゆる五胡十六国時代である。この時代をはさんで、北魏の孝文帝による均田法発布

までは二〇五年の時間的へだたりがあり、しかもこの二百年のあいだ、華北は匈奴・鮮卑・氐・羌など五胡の異民族政權に支配され、河北・山西・山東はいうにおよばず、古来中国人が中華の地とほこつた中原も、華夷諸民族の混住雑居の地となつて、華北社会はまつたく混乱状態をくりかえしたのである。

均田法は、このような華北社会の実態のなかからうまれたものであること、また華北を支配した北魏政權としては、その経済的基盤となつた代国時代以来の土地政策を無視して、すでにすたれて二〇〇年にもなる晋武の土地法を、はたしてそのままとり入れたであらうか、などとかんがえてみると、北魏の均田法と晋武の土地法とを直接的にむすびつけることには躊躇せざるをえないであらう。

それでは北魏の均田法の直接の系譜は、どこにもとめたらよいか。結論からさきにいえば、以上の歴史的・社会的現実を考慮にいれて、これを北魏の建国期である代国時代のタクバツ政權が、被征服民に対して実施した徙民政策、およびその土地給付法たる計口受田制につながるものとかんがえたいのである。<sup>④</sup>もつとも計口受田制といつても、ある

いは屯田制、課田制といつても、その根本の原理は、公有地をあたまわりに、わりつけるという単純なものであるから、その起源なり、系譜なりを、ただ法文の面だけにもとめることは適当でなからう。むしろそれは、その国家なり民族なりの歴史的推移のなかにおいてたどるのが、より適切なことではないかとおもう。

### 三

タクバツ政権の徙民政策とは、一言でいえば被征服民を集団的に自領内に強制移住させ、土地をあたまわりに支給したうえ——計口受田という——農具や耕牛などを貸与して農業生産に従事させることである。このような徙民策は北魏にかぎつたことではなく、北アジア民族のおおくが、おこなつたようで、すでに前燕のボヨウ政権をはじめ、のちのキタイ族の遼<sup>⑤</sup>、ジュセン族の金、マンジュ族の清などの諸征服王朝も大規模におこなつている。

北魏の徙民は、史料のうえでは穆帝猗盧のころからはじまるが、それが本格的に実施されはじめるのは太祖道武帝のときである。これについては河地重造「北魏王朝の成立

とその性格について」(『東洋史研究』第二二巻五号)に詳細にのべられているので、ここではかんたんにふれることにするが、要するに、それは太祖によつてタクバツ部の統一政権が樹立され、外民族に対する侵略・征服戦が積極化したからにはかならない。

すなわち太祖の建国以来、北魏は中原や遼西・遼東あるいはオルドスから、被征服民を代国内にうつしたが、なかでもボヨウ氏の後燕をほろぼして河北・河南・山東・山西をあわせると、華北からおびただしい中国人を国都の平城を中心に、畿内<sup>⑥</sup>一円に集団的に徙民させた。そして、これらの徙民に対しては、それぞれ一定額の土地をわりつけて開拓させ、また耕牛や農具をも支給した。

天興元年(三九八)正月、徙山東六州民吏及徙河・高麗雜夷三十六万・百工伎巧十万余口以充京師。二月詔、給内徙新民耕牛、計口受田<sup>魏書太祖本紀</sup>

これは後燕をほろぼして山東河北六州の中国人および鮮卑人、高句麗人や多数の技術者を徙民して首都の平城を充実したこと、またこれらの徙民のうち農業に従事するものには、土地と耕牛とをそれぞれ支給したことをいつたもの

である。

このような徙民——それは北魏政權の本地である代国の充実をはかるという方針から、華北をはじめ新征服地の各地から、たえず集団的にうつされたが——は太祖から世祖(第三代)までがさかんで、第五代の顯祖のころまでには、いちおうおわつたとみてよからう。

つぎに遊牧部民をうつして計口受田した適例としては、左の記事があげられる。

奚斤等破越勁倍泥部落於跋那山西、獲馬五万匹・牛二十万頭、徙二万余家於大寧、計口受田、八月辛未、賜征還將士牛馬・奴婢各有差、置新民於大寧川、給農器、計口受田魏書、太宗紀永興五年

以上引用した二・三例からも推測されるように、徙民はそのほとんどが被征服民の集団的な捕虜であるため、それが定着農民であるばあいは、かれらの村落組織のままにうつされ、また遊牧狩獵民であるばあいは、かれらの部族組織のままにうつされて——ときには生産労働にたえうる男女の壮丁のみが強制徙民されることもあつたが——それぞれ土地をわりつけられたうえ、耕牛や農器具などの生産用具も支給されて墾田に従事させられたのである。

北魏の建国当時のように、人口がすくなく土地が荒廢しているときに、労働力と生産力とを十二分に發揮さすためには、可働の口数に應じて、一定額の土地を支給したうえ、強制的にそれを開墾さす以外には方法はあるまい。計口受田とは、このようなくみをいつたものである。

しかし遊牧民のばあいは、土地をわりつけられて定着させられるので、かれら固有の部族部落制は解体されざるをえなかつた。このように遊牧徙民に計口受田したこと、よく問題にされる太祖による遊牧諸部民の部族制解散とは、やはりふかい関係があるものとおもう。

さて、こうして計口受田し、耕牛や農具まで支給された徙民たちが、当該政權者に依存するどあいは非常にたかつたであろう。かれらは、もとの村落組織なり部族組織なりのままで徙民させられたといつても、もともと身ひとつでうつされ、土地はいうまでもなく、必要な生産道具まで一切を征服者である領主や政府から支給されたので、その身分的關係や収奪關係は、おそらく農奴にもましてひどかつたであろう。たとえば中国人農民のばあいをみると、かれらは中国本土の原住地においては、かなりつよい共同体

的結合をたもつていたろうが、ひとたび徙民されると、たといそれが一村落をあげての集団徙民であつたにしても、かれらの旧来の共同体的結合は非常に弱体化して、政権者への隸屬度（人身的支配）は、いちじるしく強化されることになる。徙民たちとしては、すべてをうしなつて、ただひとつのこされたみずからの身体を、あたらしい支配者にまかす以外には、いさるすべがなかつた。

これについて北魏ではないが、これに先行した前燕王国ボヨウ部による徙民の例が、晋書卷一〇九慕容皝の載記にみえる

宇文部を伐つてかえる。その部人五万余落を昌黎に徙し中牧牛を貧家に給し苑中を開墾させ、收穫の八分を取奪し、二分を私家用とした。牛を私有して土地のないものにも苑中を耕作させ、收穫の七分をとりあげ三分を私有させた。これはあまり高率であつたので、記室參軍の封裕のいさめで、牛と土地とを支給されるものからは收穫の六分を上納させ、また牛を私有して官田を耕すものからは五分を上納させることにあらためた

このようなボヨウ部の捕虜徙民に対するあつかいは、北魏もほほおなじ程度であつたとみてよからう。

北魏における例としては、第五代顓祖猷文帝のとき、山東の叛乱をたいらげて、その叛民をうつした平齊戸のばあいが適當である。魏書卷二四、崔道固伝や同卷五〇、慕容白曜伝などによると、顓祖猷文帝の皇興元年（四六七）魏はそれまで南朝の宋に属していた山東の歷城・梁鄒地方（濟南）に対して征服戦を敢行したが、守將の崔道固はげしく抵抗して容易にくだらず、二年後やつと降服した（皇興二年二月）。

そのため北魏は翌三年崔道固をはじめ、これをたすけて城邑をまもつた青・齊（山東）の望族數百家を平城附近にうつし、あらたに平齊郡を建置して道固を太守に任じ、その郡下に歴城の民をもつて歸安県、また梁鄒の民をもつて懷寧県をおき、一部の民は奴婢として百官に分賜されたといふ。<sup>⑪</sup>かつては山東において、士望・民望として家柄をほこつていた豪族たちも、こうして代国につれさられると「平齊戸」とよばれて、庶民あるいはそれ以下の身分におとされ、困窮した生活をしたようである。<sup>⑫</sup>なかには兵戸として徵発され、北鎮に配屬されるものすらあつた

少  
照  
伝

魏書、あるは北史、高麗、蔚

なお平齊郡についてみると、崔道固が平齊郡太守となり、道固とともに投降した梁鄒城の守將劉休賓は懷寧県（懷寧の民をもつておく）の県令に、また房崇吉は帰安県（歸安の民をもつておく）の県令に任じられた。しかし崔道固の伝にもあるように、かれらがこの地にうつされると、まもなく平齊郡下はひどい飢饉にみまわれ、道固の慰撫もむなしく、ひとびとは困窮のあまり、しばしば叛乱をはかった<sup>⑩</sup>。

平齊戸の例は、北魏の徙民としては時期的には後期にあたるが、これによつて徙民の一斑を推すことはできよう。

このほか世祖時代以後の叛民としては「北部民」とか「連川の勅勒」とか、あるいは「高麗民」など異民族の叛徒は平齊戸とは反対に河北平野の各地にうつされ、營戸の名のもとで、開拓や軍役に従事させられている。營戸の名は南北朝を通じてみえるが、これは犯罪その他の理由で軍營に配属された特殊な戸口であつて、州県には所属せず軍營押領に管治され、その身分は一般民よりはひくかつた<sup>⑪</sup>。

要するに、前燕のポヨウ政権にしても、北魏のタクバン政権にしても、被征服民とくに中国の農民を領内の各地に集団的に徙民して計口受田し、かれらの農業生産力を基盤

に、その国家的権力を強化確立していつたのである。北魏は、たびたびいうように、当初は主として平城を中心とする畿内の十五県に被征服民をうつし、ついで世祖以後になると、しだいに幽州・定州・冀州・相州などの河北平原にも徙民して、ここらを充実していつた。

しかし、被征服徙民はそのほかにも北方の辺境地帯に配置され、屯田民として北边防衛のやくわりをふりあてられたものも、すくなくなかつた。魏書一〇六、地形志をみると、主として世祖以後から北辺に郡県が設置されはじめていることにきづくであろう。これは世祖のとき四二六年、宿敵の赫連氏（赫連昌）をほろぼしてオルドスを平定し、また柔然族に対しても四二九年（神龜二）大遠征をおこなつて、ついに柔然可汗の大檀を病死させるなどオルドスや北辺の拓疆に成功をおさめたからである。

世祖はこの遠征で捕虜にした柔然族（モンゴル族）や高車部族（トルコ族）数十万を、長城地帯にうつして牧畜や農耕に従事させながら边防にもあたせたとつていう。もちろん、これら北族の捕虜ばかりを边防にあてたのではなく、北辺の防衛は、太宗明元帝このかた整備されはじめた六鎮<sup>⑫</sup>——

西からかぞえて沃野・懐朔・武川・撫冥・柔元(玄)・懐荒の六鎮——が中核であつた。魏書一〇六地形态にみえる北辺州郡の建置も、こうした北辺の開拓や六鎮の整備を背景にしておこなわれたものとかんがえられる。

つぎに北魏では徙民に対する計口受田は、具体的にどのように実施されたであろうか。たとえば一人あたりどのくらいの土地が支給されたか、という点になると、微すべき史料がほとんどみあたらないため、明確なことはいえない。ただ魏書世祖紀に延和元年(四三二)恭宗の監国時代のこととして、つぎのような記載がみえる。

其制有司課畿内之民、使無牛家以人牛力相質、墾殖鋤耨、其有牛家与無牛家、一人種田二十二畝、償以私鋤功七畝、如是為差、至与小老無牛家、種田七畝、小老者償以鋤功二畝、皆以五口下貧家為率、云云

すなわち畿内の民は農耕にあつては、牛のないものは他人の耕牛をかりて耕種するが、そのさい報償として二二畝を耕種することに、耕牛の貸与者に七畝分の田の草をとつて(芸田)やらねばならない。なお小、老の家で牛のないものは、七畝を種田することに二畝分を耕牛の貸与者のた

めに芸田しなければならぬ、との規定である。この史料によれば、畿内の計口受田民一人の土地所有面積の最低額は、二二畝内外であつたとみてよいのではなからうか。

いまひとつの例は、つぎのような高祖孝文帝紀の太和元年(四七七)三月の詔である。

其勅在所、督課田農、有牛者加勸於常歲、無牛者倍庸於餘年、一夫制治田四十畝、中男二十畝、無令人有餘力、地有遺利

魏書卷七上

この勅は畿内の受田民だけでなく、北魏の全領民に対するもので、これによれば、丁男の耕作わりあて面積は四〇畝、中男は二〇畝が平均であつたことがしられる。

いま、この二史料を通じてかんがえるとき、後者にみえる丁男一人の治田四〇畝は、九年後の太和九年に発布された均田法に規定された丁男一人のうける露田(口分田)となじ面積であり、また前者にみえる計口受田民一人あたりの土地所有最低額二二畝は、均田法に世襲をみとめられた桑田(永業田)二〇畝とほぼ同額であるが、これらのことは、恭宗の制令および太和元年孝文帝の詔令と、太和九年の均田法令との三者間に実質的なつながりがあること、とりも



なおさず計口受田制と均田法とのつながりを推測させるであろう。

## 四

それでは北魏は、その土地制度を伝統の計口受田制から、どのようにして均田法へ移行したのかということが、つぎの問題になる。はじめにもいつたように、北魏の計口受田法にしろ、また西晋の課田法にしろ、その原理は公有地をあたまわりに、わりつけるといふ単純な屯田制的なものであり、この点は均田法も本質的にはおなじものである。したがって均田法は、その以前までは主として北魏の畿内を中心に施行されてきた計口受田制を、中原における土地所有の現実を勘案し、制度的に調整して、これを中原をふくむ北魏の全領域に実施しようとしたものといえよう。

しかし、北魏政権が太和九年になつて、従来畿内中心に施行され、成果をあげてきた計口受田制を止揚して、いわゆる均田法とよばれるような土地法を、あらためて、規定し発布しなければならなかつた事情は、はたしてなんであるのか。それは北魏政権自体の政治的・社会的情勢のなか

で、かんがえられねばならない。

北魏朝を通じてみると、その国家の発展には三つの時期がある。第一期は太祖から世祖にいたる建国期(代国時代)、第二期は世祖のなかごろから高宗・顯祖・孝文帝までの全盛期、第三期は世宗以後の衰亡期である。そのうち全盛期は四代六・七〇年間であるが、この時期は北魏政権としては、征服王朝として中国の統治を完遂することが国家的課題であつた。均田制も要するに、この課題に対する一つの解答にはかならない。

いつたい北魏朝をして、華北の統一を成就させたエネルギーはといえば、かれらの武力であることはいうまでもないが、それを一〇〇パーセントに發揮させる経済的基盤をなしたのは、計口受田制にもとづく農業生産力であつた。すでに太祖は即位のはじめ、はやくも固有な遊牧部族制の解体を断行して、国家の経済的基盤を農耕にきりかえたことは、さきに注⑧でのべたとおりである。

しかしながら、北魏は太祖以後世祖のなかごろまでは、四方に対しはげしい征服戦を展開したため、被征服民を代国の各地にうつして計口受田する政策をおしすすめていつ

たが、やがて世祖によつて華北が統一されると、これまでの畿内徙民本位の土地政策から、華北農民をふくむ全領民を対象とする土地・農業政策にきりかえねばならなくなつた。世祖の時代に宗室や親近や功臣たちによる良田の封禁を解除したり(魏書四八高允伝)、王室の過多な苑囿をやめて貧民に賜給している(同書二八古弼伝)ことなどは、これまでの北族的な封建領有を容認してたたてまえから、土地国有化へその政策を転換したことを示唆するものである。

このような全領民を対象とする土地・農業政策(土地国有化)を推進するためには、なりよりもまず中央集権を強化して、地方政治の刷新をはからねばならなかつた。すなわち魏・晋・五胡時代以来みだれにみだれた地方政治の紀綱を刷新して、中央の政治力を浸透さすための手段として、太宗も世祖もたびたび中央から地方に巡察使を派遣し、地方民の窮乏や困苦、あるいは地方官の不法を嚴重に督察させている。これについて魏書のなかから二三の例をあげてみよう。

#### 太宗時代

永興四年(四二二)河北・山西地方の巡視　このときの

巡視の目的は、(1)地方官の不法を督察すること。(2)農民が豪族のためにくるしめられるのを巡察すること、などが主であつた。

永興五年(四二三)地方の有能者をもとめる。

神瑞元年(四二四)全国の巡察　全国に巡察使を派遣して (1)地方官の不法を督察した。(2)人民が中央に告訴することをゆるした。

#### 世祖時代

地方官の肅正　神龜元年(四二八)、太延元年(四三五)、太延三年(四三七)、太平真君四年(四四三)地方の姦吏を免じた。

風俗・民生の視察　太平真君元年(四四〇)正月、侍臣を州郡に分遣して風俗を觀察し民の疾苦をしらべさせた。

地方政治と農桑の勸課　太平真君四年(四四三)六月に詔して、地方官は地方政治に精勵し民に農桑を勸課するとともに、むやみに徵発をおこなつてはならないことを戒諭している。

#### 高宗時代

風俗と民生の視察　太安元年(四五五)六月には三十人

の巡察使が州郡に派遣され、各地の風俗や民情を視察している。その結果高宗は、地方によつては人民が農耕にはげまず、徭役にもつとめないため、村落が空虚で流民が多数発生している実状を指摘して地方官をいましめている。

地方官の私財蓄積を禁ず 和平二年(四六一)高宗は、地方官が民から強制徴収した税調を大商人に貸与し、私財を蓄積する弊風があるのを察知すると、敲罰をもつて禁じている。

いまもいつたように、地方政治の刷新振興はそのまま農業振興策にも通じる。ここに例示した太宗以後歴代にわたる巡察使の派遣は、地方官を督察するとともに、農業の奨励をかねていたことは、いまでもなからう。こうした中央政府の努力がみのつて、世祖の末年にあたる恭宗(長子の晃)の監国時代になると、農村の秩序回復とともに国家の勸農政策はますます強制力を発揮するようになった。

さきに引用した延和元年(四三二)の恭宗の制令のつづき

に  
各列家別口数、所勤種頃畝、明立簿目、所種者於地首標題姓名、以弁種殖之功、又禁飲酒雜戲、棄本沽販者

といつて、畿内の民に対し隣保ごとに協同して田土の耕作につとめることを要請し、その手段として、家ごとに家族数や耕作面積を土地台帳に明記し、また当該耕地には、それぞれ耕作者の姓名を記入した標札をたてて、耕作の実績をあきらかにするよう命じている。そして半面、ひとつびとが飲酒や雜戲におぼれて農業をおこたることを、かたく禁じている。このため墾田はしだいにすすみ、生産は増大するにいたつた。

農業生産をかめるためには、このような協同体的耕作の奨励——前節に引用した恭宗の制令参照、これは半面には耕牛や耕具が不足していたのを、おぎなうためでもあらう——は、ひきつづいておこなわれ、孝文帝の延興三年二月にもつぎのように詔している。

免所居官魏書高祖紀  
牧守令長、勤率百姓、無令失時、同郡之内、貧富相通、家有兼牛、通借無者、若不從詔、一門之内、終身不仕、守宰不督察、

また世祖のころから国内の平和が將來されるにつれ、華北の農民に対しても、他郷にながれていたり避難していたひとびとを故郷に帰還させ、いろいろの保護をくわえて、

かれらの生活安定・農村の秩序整備に意をそそいでいる。<sup>19)</sup>農村の秩序の確立とか、農民の生活保護などいつても、それは中央の権力下に農村を秩序だて、農民の労働力をでさるだけ動員して生産力をたかめ、国庫の増収をはかることが目的である。そのためには北魏政権としては、さきにも一言したが、宗室や貴族や功臣らによつて占有・封禁されている土地・人民を解放したり、あるいはいま注記した(註<sup>18)</sup>)太延元年十二月の世祖の詔の後段にもあるように、かれらを協同体組織のもとに再編成して、郷邑の父老を利用するようにつとめている。

以上を要するに、北魏朝がその建国期に、代国を中心に実施してきた計口受田による土地政策は、いちおう成功をおさめたものといつてよい。北魏政権はこれを基盤にして、華北統一の巨大なエネルギーをうみだしたのである。このようにみえてくると、世祖の華北収服後、高宗・顯祖をへて高祖孝文帝にいたつて、北魏が華北の本格的統治にのりだしたとき、その土地政策・農業政策として立案された均田法に、この伝統の計口受田制がおりこまれないはずはなか

ろう。ましてや太和九年といえば、当時まだ政権は帝の祖母の文明太后馮氏の手中にあり、太后をめぐるブレンたちは、タクバツの伝統を保守しようとする傾向がつよかつたことをおもえば、なおさらである。そこで均田法と計口受田制との関係を、もつと端的にいえば、均田法は、それまで代国において成果をあげてきた計口受田体制を、北魏的支配体系——代国と華北とを一如とする統一的世界——の構想のもとで止揚された土地政策である。とみるべきであらう。

## 五

そこで、こちらで内容上から均田法と計口受田制との関係を、いますこし、ほりさげてみることにしよう。北魏の均田法については、すでに注<sup>①</sup>に列挙した諸論著のなかでも、それぞれ条文をあげてくわしく説明されているので、ここでは煩冗をさけたいが、念のためその内容を魏書の食貨志によつて要約してみると、農民に配分される土地は露田・桑田・園宅地の三種にわけられる。

一、露田<sup>20)</sup> 公有の耕地であつて一五歳以上の丁年男子

は一人四〇畝〜一二〇畝<sup>㉔</sup>、婦人（既婚女・丁妻の意）は一人二〇畝〜六〇畝をうける。本文によると、

諸の男夫、十五以上は露田四十畝をうけ、婦人は二十畝、奴婢は良（丁）による、丁牛は一頭で三十畝をうけるが、四牛までにかぎる。さずける田地は、おおく倍額とし、三易の田は三倍とし、もつて耕作の便宜および還受のときの過・不足に供した

といえ、丁男・婦人のほか奴婢にも一般人なみに同額の田が給せられた。また耕牛があれば、四頭までは一頭につき三〇畝づつあたえられた。

なお還受というのは、本文につづいて

諸の民は課を負担する年齢（十五歳以上）に達すると田をうけ、年老いて課を免ぜられるか、および死没すれば田を還えず。奴婢と牛とは、有無にしたがつて還・受する

とあるのをさすものである。

二、桑田 私有をみとめられた耕地で、のちの世業田・永業田にあたる。桑田は男子一人二〇畝をうけるが、これは還受規定の適用をうけず、子孫につたえることができた。桑田に関しては本文に

諸のはじめて田を受けるものは、男夫一人に田二十畝を給し、餘種を蒔かしめる。桑五十株、粟<sup>そば</sup>五本、榆<sup>ヒナ</sup>三本をうえること、略奴はそれぞれ一般人なみである。植樹は三年をかぎつてうえおわる。もしこの期間内にうえおわらねば、未了の土地は没収される<sup>以下略</sup>

とみえるように、主として自家用および調としてたす養蚕のための桑や、用材・薬用としての榆や、果物としての粟などをうえたのである。

なお耕地としては、露田・桑田のほか麻田があるが、これは養蚕によつて絹を生産しない一定の地域<sup>㉕</sup>のものに、支給された土地である。これらの地域では、一五歳になると、男子は露田のほか別に麻布をつくつて上納するための麻田が一〇畝、女子には五畝給せられ、奴婢にもおなじ面積の麻田<sup>㉖</sup>があたえられた。

三、園宅地 これは宅地および宅地に附属する園地である。本文には

一 諸の民が新居をもつものは、三口に地一畝を給して居室をつくらせる。奴婢は五口に一畝を給す。男女十五歳以上は、その地分によつて人ごとに一畝の野菜をまかしめる

といへば、一般人には三人に一畝、奴婢には五人に一畝のわりあい宅地が支給され、また一五歳以上の丁年者には一人につき一五畝の園地もあたえられたのである。

以上は一般民に対する均田であるが、このほかに宰民官（地方官）には公田があたえられた。

諸の宰民の官は、おのおの地にしたがつて公田を給す。刺史は十五頃、太守は十頃、治中・別駕はそれぞれ八頃、県令・郡丞は六頃、更代には相付し、売るものは法律によつて処罰される。

すなわち刺史は一五頃、太守は一〇頃、治中・別駕は八頃、県令・郡丞は六頃の規準で支給されたのである。

以上均田法の内容をかんとんに説明したが、それによつて均田法の特徴をあげてみると、つぎのようなことがいえるであろう。

一、土地支給の単位は原則的には個人であること。ただし、均田法での課の対象は一夫一婦（一牀）である。これは生産向上の必要からとか、あるいは社会生活上からは、必然的に家の最少単位である夫婦を対象とせざるをえなくなり、したがつて法文上は土地の還受が個人を対象として

いても、実際の給田にあつては、一牀が標準とされていたためではなかつたかとおもう。

二、均田法には、公有の露田と、私有をみとめられた桑田との、土地所有上の二系統のものがふくまれていること。もつとも桑田は表面上私有をみとめられているにしても、桑や棗や榆をそれぞれ本数をかぎつて一定期間内にうえねばならず、もし所与の期間内にうえおわらないと没収されるなどという、つよい制約があることをおもえば、潜在的な主権は国家にあつたものといえよう。

三、還受の規定があること。これは個人を単位とする土地支給をたてまえとして以上当然であろう。

四、北魏の均田法の根本精神は「一人に余力なく、また土地に遺利なからしめること」であり、年齢・労働力に応じて土地を支給し、開墾と生産の増強をはかることを目標としていっていること。

つぎに計口受田制についてみると、その主眼とするところは、すでにみたように、被征服民としての捕虜に公有地を配分することによつて、これを国家の隸農として使役し、収奪することであつた。そしてその収奪の対象は、捕虜か

らしだいに一般農民へと拡大されていった。給田の対象は、原則上個人であつたが、均田法でみたと同様に、生産増強とか社会生活上の必然から、やがて一夫一婦(一牀)が受田の実際上の単位となつたであらう。このことはしばしば引用した恭宗の制令からも十分に類推される。

計口受田制には還受の制限があつたかどうかは、あきらかでないが、均田法における還受の思想——土地を通じての人身支配——の眼目からすれば、当然なくてはならないであろう。ただし、この体制のままでは、大土地私有を経済的基盤とする豪族層を、その支配機構のなかにとりこむことはできない。というのは、計口受田制においては、すべての土地が公有であることが大前提であり、原則的には土地私有はみとめられないからである。均田法は、この点をどのように調整したのであらうか。

そこで五世紀後半にあたる孝文帝治下の華北農業社会の実情についてみてみよう。これについて比較的まとまつてつたえているのは、魏書卷五三、李孝伯伝にみえる李安世の上疏と、おなじく李冲伝や高祖紀などの一節であらう。

李安世の上疏によれば

州郡の民は、不作つづきで田宅を売つて異郷に流浪すること数世にわたつた。しかしかれらは三長制が設けられたので、やつと郷里にかえることができた。ところがかえつてみると、住居はあれて、桑や楡ユズはうえかえられてしまつてゐる。そして豪族たちは勝手にこじつけの証拠をもちだして、もとの所有者の田宅を横領し、それもすでに年へているため、故老たちさえもどつてゐるありさまである。郷里にかえつて、以前の所有権をあつてみても、双方に証拠やいい分があつて争訟はながびくだけで、よい知慧もでてこない。いたすらに訴訟や疑獄がおおくなるばかりで、とても生産をあげることはできそうにない

とみえ、李冲も

豪族や有力者たちが、おおくの民を隠冒しており、たとえば一戸に三十世帯や五十世帯もかえこんでいるようなのがあつた。冒頭にのせたように太和九年十月の高祖の詔にも

富強者は山沢を兼并しているのに、貧弱者は一塵の土地すら所有するのぞみがない。地に遺利があつても、民には餘財がない。<sup>(3)</sup>(そのため)民は畝畔の地をあらそつて身をほろぼし、あるいは饑饉のため農業をすてている。これでは天下の太平・百姓の生活安定をえようと欲しても、どうしてそれができようか。そこでいま使者をつかわして州郡を循行させ、地方長官とはか

り全国の田土を民に均給して農業を振興し富民をはかろうとおもう云

といつてゐる。三国・西晋・五胡とながいあいだ社会不安をくりかえしてきた華北において、いままたような豪族の兼併による大土地私有が支配的になつたのは、当然のなりゆきであつたといえよう。

華北の統治に力点をおくことによつて、中央権力の強化を意図する北魏政権としては、このような華北社会——富強者が土地を兼併し、貧弱者は寸土もちえないような社会的に不公平さ——に土地改革を断行することによつて、兼併の抑制、田租賦課の公平など、なんとかその正常化をはからなければならぬ。そうなつたとき北魏の為政者たちのかんがえのよりどころとなつたのは、建国期以来代国において、長年実施して成果をあげてきた計口受田的な土地体制であつたであらう。

しかし、代国で成果をあげたからといつて、いままたやうな当時大土地私有がさかんで、多数の奴婢や小作人をかかえこんでいる貴族や豪族のはびこる中原地方に、計口受田制をそのままちこむことは、いたずらに社会の不安と

混乱とをまねき、その結果たちまち華北人、わけても豪族・望族らの民心をうしなうおそれがある。北魏の為政者としては、どうしても下は自作農民から、上は貴族・豪族や大地主におよぶ既存の土地私有者たちとの妥協策を十分に考慮しなければならぬ。

均田法において、桑田二〇畝の永世的私有——潜在主権は国家の手に留保しつつも——を公認したのは、自作農民に対することろづかいである。また奴婢および耕牛に対する給田は大土地私有者への妥協策であり、刺史・太守以下の宰民官への給田は、いちおう晋代の官吏給田法（のちの職田制）を参考したものとおもうが、宰民官がおおく貴族・望族の出身者である点からすれば、かれらの大土地私有を容認するとともに、貴族・望族たちの官僚としての職階に應じて、その土地所有を制限したこともなつた。

このようにみると、太和の均田法は、北魏政権がこれまで代国で実施してきた計口受田的な土地所有体制を基底におきながらも、当時の華北における土地所有の現状を勘案して、はばのあるかんがえのもとに立案されたものといえるであらう。北魏朝はこれによつて、中原の貴族や豪



族層の支持をえて、華北の経済的安定と統治の完遂とをは  
 かりうとしたのである。要するに、北魏の均田法に関する  
 かぎり、その立案の基本をなしたのは代国時代の計口受田  
 制であつて、この北魏伝統の土地政策が、中原の現状を媒  
 体に止揚されたのが、太和の均田法であつたとかんがえる。

(一九五六、一二月稿)  
 (一九六二、八月補訂)

① 均田法関係の論著については、最近の東大東洋文化研究所、  
 創立二十周年記念論集Ⅳ(『東洋文化研究所紀要』第二十八冊、  
 一九六二年)に収められた堀敏一「北朝の均田法規をめぐる諸問  
 題」や、同所、創立十五周年記念論集Ⅰ(『東洋文化研究所紀  
 要』第十冊、一九五六年)に収められた松本善海「北魏におけ  
 る均田・三長兩制の制定をめぐる諸問題」に網羅して引用され  
 ており、また曾我部静雄博士の労作『均田法とその税役制度』  
 (一九五三年刊)にも、それまでに発表された内外の諸論著の  
 紹介と批判とがされているので、ここでは、その一つ一つにつ  
 いてかかげるのは省略することにした。

また、わが国の班田取授法に関する著述は、虎尾俊哉『班田  
 取授法の研究』(一九六一年刊)にくわしく引用されている。  
 ② かつて昭和二三・四兩年度に京都大学文学部において「東方  
 史上における民族移動の問題」を講義し、また翌二五年「演習」  
 として「中国の土地所有制」——均田制を中心として——をと  
 りあげたとき、北アジア民族の中国支配の特殊性をさぐる一助

として代国社会の分析を一課題としたこと、などからこれを開  
 題視するようになった。

③ 曾審は「晉的占田与課田的考察」(食貨五の八) 晋書劉弘伝  
 に

公私兼併、百姓無復措手足、而石崇被殺時、家有水碓三十  
 余区、倉頭八百余人

とか、あるいは晋書食貨志に

武帝時、工商流寓、僮僕不親農桑、而遊食者以十万計

などとみえる記載から、武帝の土地法発布の当初から公私の兼  
 併はやまず、多くの民は貴族頭官のもとに佃客や奴婢として吸  
 取されていったことが充分に推測されるという。

また曾我部教授は、晋の占田課田法は実施後約四〇年にして  
 事實上廢罷されたという(『均田法とその税役制度』六〇ペー  
 ジ)。

武帝の治下で、晋朝の国力が比較的伸張したのは二八〇年か  
 ら九〇年にいたる。たかだか一〇年間にすぎなかつたようであ  
 る。

④ 均田法を北魏建国期の計口受田制に関連があるとする意見と  
 しては、中国では武仙郷「北魏均田制度之一考察」(『食貨半月  
 刊』三ノ三、一九三六)、わが国では西村元佑「北魏均田攷」  
 (『龍谷史壇』三三二、昭和二四) などがある。これらは筆者の  
 意見と一致するが、しかしその発想の起点においては、ことな  
 るものがある。また西村学士が北魏の均田制成立の社会的的事  
 情に言及しながら、これを西晋の課田と、なんら異つた性質の

ものでないと単純に帰結していることには賛成しがたい。

- ⑤ 遼朝の徒民については、田村実造「遼代に於ける徒民政策と都市・州県制の成立」(『満蒙史論叢』第三、昭和十五年一月)参照。

- ⑥ 北魏代国時代の畿内とは、資治道鑑卷一一〇に

東至代郡(唐の雲州雲中県)、西及善無、南極陰館(代州雁門県)、北尽參合、皆为畿内

というように、だいたい代郡の境域をさしたものとおもう。

- ⑦ 田村実造 代国時代のタクバツ政権(『東方学』一〇輯、昭和三〇)参照。

- ⑧ 太祖道武帝の部族部落制の解体について 北魏朝をおこしたタクバツ族はいうまでもなく北アジアの遊牧民族であり、またかれらは多数の遊牧諸部族を統治していた。ところが太祖は即位すると、登国の初年からタクバツ部をはじめ遊牧諸部民の部落を解散して、部民を農耕民とおなじような郡県の編成にukumikae、郡県制的秩序のもとに一元的に統治しようとしている。

道武離散諸部、分土定居、不聽遷徙、其君長大人皆同編戶(魏書、賀訥伝)

これは、かれが外部族に対して、はげしい侵略戦・征服戦を敢行し、おおくの農耕民や遊牧民を捕虜として集団的につれかえつて領内に徙民させたことが要因であろう。すなわち太祖は、その君主権を強化し確立するためには、これらの捕虜徒民を遊牧民であると農耕民であるとを問わず、いちように定著農耕させることによつて、北魏の経済的基盤を遊牧から農耕へ転換さ

せる必要があつた。したがつて部落制の解散は、北魏朝の國家的生産力を、牧畜生産から農耕的の生産へきりかえるうえの必然の過程であつたとかんがえる。この経済的發展によつて、タクバツ政権は急速にそのデスポティズムを確立していつたのである。さきにいつたように魏書によると、北魏の部落制解体は太祖の登国初年から著手されたというが、しかし、それが本格的に強行されはじめたのは、太祖の皇始・天興時代になつてから、

すなわち北魏が後燕国をほろぼして、河北・山東・河南を確保した天興元年(三九八)ごろからかとかんがえられる。

たとえば天興三年二月に「詔有司祀日于東郊、始耕籍田」と魏書太祖紀にみえるが、これは籍田の礼がはじめられたという儀礼的・形式的な記載にすぎないが、正式に勸農政策が北魏の国策としてとりあげられたことを、しめすものといつてよからう。

- ⑨ 晋書では「苑中」とあるが、通典には「苑中」とみえ、この方が正しいので通典にしたがつた。ここという苑とは慕容皝自身の苑園(莊園)をさす。

⑩ 山東の望族たちは、最初は平城西北の北新城に徙民されたが、北魏のちに平城の西南二百余里にあたる旧陰館の西に平齐郡を建置して、かれらをここに徙すことになつた。

乃徙青・齐士望共道固守城者数百家於桑乾、立平齐郡於平城西北新城、以道固為太守、賜爵臨淄子、加寧朔將軍、尋徙治京城西南二百余里陰館之西(魏書二四、崔玄伯附伝 崔道固)

⑪ 山東の徙民の一部が奴婢として百官に分賜されたことについては、魏書卷五〇、慕容白曜伝にも

送(崔)道固・(劉)休賓及其寮属于京師、後乃徙二城民望於下館、朝廷置平齊郡、懷寧・歸安二県、以居之、自餘悉為奴婢、分賜百官

といい、資治通鑑は、これらを参考して、青・齊の徙民の処置を泰始五年(天安4)の条にまとめて

五月、魏徙青・齊民於平城、置升城・歷城民望於桑乾、立平齊郡以居之、自余悉為奴婢、分賜百官

という。

⑫ 平齊戸とは齊国、すなわち山東を平定してつれかえつた民戸の意である。平齊戸の身分については河地重造、前掲論文三〇ページ参照。

⑬ これについて魏書四八高允伝によると

顯祖平青・齊、徙其族望於代、時諸士人流移遠至、率皆飢寒、徙人之中多允姻媾、皆徙步造門、允散財竭産、以相贖賑、慰問周至

といい、とおく代北に流移した山東の歴城・梁鄒の士望たちは、まったく困窮におちこんでいつたようである。また崔玄伯の附伝崔道固伝に

是時頻歲不登、郡内饑弊、道固雖在位積年撫慰、未能周尽、是以多怨叛

というのは、たまたま積年の飢饉にあつて郡内が疲弊した結果、ひとびとが怨叛のおもいをいだくようになったことをのべたも

のである。房崇吉伝に、婦安県令となつた崇吉が郡太守の崔道固と不和になり、県令を辞して南方に逃亡したというのも、平齊郡が建置後その管治がうまくゆかなかつたためである。⑭ これについては魏書の本紀に散見するが、めぼしい例としては、つぎのようである。

太平真君五年六月、北部民殺立義將軍衡陽公莫孤、率五千余落北走、追擊于漠南、殺其渠帥、余徙屠冀・相・定三州為營戸。

延興元年再十月丁亥、沃野・統万二鎮勅勒叛、中略徙其遺迸於冀・定・相三州為營戸。

延興二年三月、連川勅勒謀叛、徙配青・徐・齊・兗四州為營戸。

⑮ 北朝の營戸については、浜口重國「北朝の史料に見えた雑戸・雜營戸・營戸について」(『山梨大学学芸学部研究報告』、第八号、昭和三二年)参照のこと。

⑯ 六鎮について 六鎮は北魏が北辺防衛のために設置した相つらなる六区の軍事的統治地域である。六鎮がいつごろから設置されはじめたかは明らかでないが、主として世祖の時代に築城整備されたものとおもわれる。六鎮の名がもつとも早くみえるのは、高宗の太安年中からといわれる。その配置区域はチャールから帰綏地区、もつと具体的には、いまの独石口辺から北魏時代の盛梁の西方あたりまでの陰山山脈の要地におかれたものである。

六鎮の比定については定説がないが、沈珪の落帆樓文集にみえる六鎮積がよるべく、禹貢一の12にのせた兪大綱の北魏六

鎮考が、沈珪の説をさらに敷衍している。これによると西から沃野（第一鎮）、懷朔（第二）、武川（第三）、撫冥（第四）、柔玄（第五）、懷荒（第六）である。

水経注河水・灤水の条には、沃野・懷朔・武川・柔玄・懷荒の位置がみえ、元和郡県志、太平寰宇記雲州下、所引入塞図には平城から懷荒・沃野までの行程がみえる。これらによつて兪大綱は六鎮のうち撫冥をのぞく五鎮の現在の位置を比定する。

たとえば六鎮のうち第一鎮にかぞえられる沃野鎮はオールドスの烏拉特旗（巴彥淖爾盟）の西北に比定されるが、水経注によれば、ここには黄河の水をひいて田地を灌漑していたというから、このあたり一帯には中国人が徙民されて農業を営んでいたことがわかる。そのほか北魏は北中国各地から多数の犯罪者や農民を徵発し六鎮に配備して辺防にあたらせたり、屯田に従事させている。なお浜口重國博士は「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」（『東洋学報』二二〇/二）において、北魏の北辺諸鎮一般につき考証しているが、六鎮に関しては、だいたい沈珪・兪大綱らの説に賛している。

⑮ 私鋤の私を唐長孺は冊府元龜卷四五によつて耘の字にあらためている「均田制度的產生及其破壞」（『歴史研究』一九五六二年二号）。したがうべきである。

⑯ これについて世祖太武帝は、太延元年（455）十有二月つぎのような令をくだしている。

自今以後、亡匿避難、羈旅他郷、皆当歸還旧居、不問前罪、民相殺害、牧守依法平決、不聽私輒報者、誅及宗族、隣伍

相助、与同罪、州郡県不得妄遣吏卒、煩擾民庶、若有発調、県宰集郷邑三老、計貨定課、哀多益寡、九品混通、不得縱富督貧、避彊侵弱、云云（魏書卷四上、世祖紀）

⑰ 露田とは、のちの口分田で、曾我部教授も説明しているように（均田法とその税役制度七三頁）、樹でおおわれない裸の田といういみである。

⑱ 当時の耕作法としては、年耕はまれで、おおくは隔年耕作か、地味のやせた土地は三年一耕であつた。そのため男夫一人のわりあて規準は四〇畝であつても、給田は隔年耕作のもの（倍田）は倍額の八〇畝、三年一耕のもの（三易田）は三倍の一二〇畝があたえられた。

⑲ 耕牛を四頭とかぎるか、または耕牛の年を四歳までとするのか、すなわち原文を魏書食貨志のように「限四牛」とするか、または隋書食貨志のように「限止四年」とすべきかは、諸学者によつて異論があり、相なかばする。これについては曾我部博士「均田法とその税役制度」第三章第七節および、松本善海氏前掲論文註⑩にくわしい。

なお耕牛への授田が規定される前段階としては、恭宗紀にみえる延和元年の制令中に、牛力・人力の有無相通がおこなわれていたことを、かんがえねばならない。

⑳ 魏書の食貨志によれば、調として絹・綿・絲を上納する地方、すなわち桑田をうけて養蚕する地方と、麻布を上納する地方、すなわち麻田をうけて麻布を生産する地方とは、はつきり区別されている。

⑳ この麻田については、二〇畝の桑田のほかに、一定の地域ではさらに麻田が支給されたとする説も有力であるが、いまは堀敏一氏の説「北朝の均田法規をめぐる諸問題」（五九―六二頁）にしたがうことにした。

㉑ 魏書、食貨志にみえる三長制発布の孝文帝の詔にも

むかしより諸州の戸口は、戸籍が不実で隠漏を包蔵し、公を廢して私を阿し、富彊者は兼併して余りあり、貧弱者は口を糊するにもたらない、云云

という。

㉒ 桑田の公認は、自作農民に対する妥協とばかりもかんがえられない。すでに本文でも指摘したように、恭宗の制令中にみえる畿内計口受田民一戸の所有田（世襲田）の最低額は二二畝内外であつたことを想起すれば、桑田二〇畝はこのような計口受

田民の現実になつての、自作農民に対する、こころづかいである。したがつて桑田二〇畝も計口受田制にもとづく発想だとかんがえる。

㉓ 奴婢・耕牛への給田は、大土地私有者への妥協であるが、しかし、それは無制限な妥協ではない。というのは、太和の均田法では奴婢の人数には制限はないが、その後北齊の河清三年令（594）では、奴婢への給田が制限をうけている。

奴婢受田者、親王止三百人、嗣王止二百人、第二品已上及  
皇宗止一百人、七品已上八十人、八品已下至庶人限止六十  
人、奴婢限外不給田者皆不輸。

そして、さらに隋・唐になると、奴婢への給田は廃止されることになつた。

Manchuria in cooperation with U. S. A. and Great Britain till the Russo-Japanese adopted a policy substantially opposing it under the second *Katsura* 桂 Cabinet (1908-1911). At first, the new policy appeared as a series of Sino-Japanese agreements from August to September in 1909, to which the American reaction was the proposal of neutralization of railways in Manchuria. This was the starting point of Japanese-American struggle concerning Manchuria.

The conversion of the Japanese policy towards Manchuria in 1908, having such great importance, was realized by senior statesmen and politicians of the military clique, such as *Yamagata* 山県 or *Katsura*. And the worsening of the relation between Japan and U. S. A. brought the former near to Russia, resulting in the second Russo-Japanese agreement in 1910. This article studies the conversion of the Japanese policy towards Manchuria under the second *Katsura* Cabinet in cooperation.

## Genealogy of the *Chün-T'ien* 均田 Law

by

Jitsuzô Tamura

About the genealogy of *Chün-T'ien* 均田 law, which were originated by *Hsiao-Wen-Ti* 孝文帝 in *Pei-Wei* 北魏, many scholars have thought it in the direct relation to *K'o-T'ien* 課田 law, a land law by *Wu-Ti* 武帝 in *Hsi-chün* 西晉, from the standpoint of grasping this in the history of land system in China; for this thought the historical fact were often missed that this was originated by the *Pei-Wei* administration of the *T'o-Pa* tribe.

This article, after observing its origin focused upon the cause why the *Chün-T'ien* law was originated by the *Pei-Wei* dynasty, concluded that it had the connection with the system of land granting by head, a land delivery law since the *Tai* 代 period of the *Pei-Wei* dynasty. That is, we are going to show the fact that the *Chün-T'ien* law of *T'ai-ho* 太和 was established through the medium of the social reality in the central field by the land

granting system, the traditional land policy of *Pei-Wei*, by observing the then political and social circumstances.

## The Nobles' System in Thuringia before the Investiture Conflict

by

Yoshiya Hayakawa

The symptom of formation of *Land* in Germany was at first seen in the northern Germany without any established power. Such tendency was especially predominant in Thuringia and the northern borderland which was included in the Saxon clan; before the Investiture Conflict churches of the borderland became executors of king's policy, were richly presented by kings, and also gained immunity and kings' ban, establishing the basis of the power by which they ruled their territories. Also, powerful vulgar nobles, based on their hereditary land, formed their independent territories, collecting official posts, Graf-right, and *Lehen*; some of them formed already a *crude* but *primary Landesherschaft*.

## Ancient Mirrors and Their Relationship to Early Japanese Culture

by

Sueji Umehara

Chinese bronze mirrors from the Early *Han* Dynasty have been found in large number in Northern *Kyūshū*. Mirrors dating to the period around the turn of the Christian Era have been recovered in even more extensive numbers and have come to light at sites in Northern *Kyūshū*, along the Inland Sea Coast of *Chūgoku* and *Shikoku*, and *Kinai* District. Recovery sites of the majority of mirrors dating from the Later *Han* Dynasty and the "Three Kingdoms" Period are centered in *Kinai* District, and extend further east to the *Tōkai* and even to the *Kantō*. Together with these imported mirrors, a number of *Bōsei-kyō* 仿製鏡, mirrors cast